

【第 11 回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和 2 年 6 月 19 日（金）午後 4 時 30 分～5 時 30 分

場 所：web 方式による会議

1 県の対処方針の変更を受けた本市の取組みについて

市長：県の対処方針が変更になったので、その変更内容の確認とそれを受けた本市の取組みについて共有する。一番大きなポイントは、利用者が店舗やイベントごとに掲示される QR コードを読み取り、メールアドレス等を登録した場合に、利用者に対してクラスター発生時等に注意喚起情報を提供するシステムを兵庫県が導入したので、この取扱いについて確認する。では、まず全体の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料 1 の説明）

市長：本市の取組みについて、変更内容を赤字で記しているのので、各自確認をお願いします。兵庫県においては、6 月 19 日からは、生活の日常化と人の動きの制限がもう一段階緩和される。尼崎市においても、少しずつ元の取組みに戻りつつある部分があるので、各自確認をお願いします。ポイントを述べると、まずこれから暑くなってくるので、熱中症対策として、マスクを外すタイミングについては、留意が必要である。次に台風シーズンが近づいてきているので、感染症と自然災害の複合災害への対応が必要である。続いて 9 ページを確認頂きたい。10 のイベント・集会等において、広域的かつ不特定多数が利用する市の施設、イベントについては、今後、運用される「兵庫県コロナ追跡システム」を積極的に活用を図るべきであると考えている。特にバイコム総合体育館、尼崎城、総合文化センターについては、市外から人が多く来るので、積極的にこのアプリの導入を呼びかけてはどうかと考えている。

危機管理安全局長：この兵庫県のシステムについて、県に確認したところ、このシステムに特化した会議を開くとのことなので、その会議で得た情報は全庁的に情報共有し、資料提供させて頂く。

市長：広域的かつ不特定多数が利用する市の施設、イベントについては、このアプリを積極

的に活用していくことをこの会議で確認し、あとの資料提供等は幹部 LINE で共有する形でよいか？

危機管理安全局長：その形で共有させて頂く。

市長：先ほど述べた 3 箇所です。県のシステムの活用を始める際は、プレス資料等の調整は危機管理安全局にお願いしていいか？

危機管理安全局長：了解した。

都市整備局長：このアプリを導入する施設について、各局の判断で絞り込みを行い、幹部 LINE に載せる方法でよいか？都市整備局では、魚釣り公園も追加してはどうかと検討している。

市長：各局の主体的な判断をお願いします。ただ、このアプリは確実に使ってもらわないと意味がない。一方、単発のイベント等で、開催の条件としてこのアプリへの協力を要請し、スマホがない方は名簿管理をしっかりと行うこととする運用も可能であると考えている。万が一感染が確認された場合に、このアプリがうまく使えるようにしていきたい。

危機管理安全局長：国のアプリとの違いについて、簡単に述べると、県のアプリは施設等に張り付いているのに対し、国のアプリは人に張り付いている形であり、用途が違うことを認識しておかないといけない。

市長：国のアプリは多くの方が利用しないと効力を発揮しないが、県のアプリはある場所、日時、イベントに QR コードが発行されるので、使い方次第で有効であると考えている。

総務局長：4 ページの特別給付金について、補足説明をする。本日時点（6 月 19 日）で振り込み件数は約 10.4 万件であり、世帯数にすると 4 割であり、来週の 6 月 26 日では約 8 割まで近づく見込みとなっている。また、コールセンターの相談内容については、以前は記入の仕方に関する内容が多かったが、今は振り込みができていないかという内容が多くなっている。

都市整備局長：屋内のスポーツ施設の人数制限について、6 月 18 日までは 100 人以下としており、19 日以降は 1000 人以下となるが、体育館については、一人当たり 4 m²を基本と考

えており、入れる人数も 500 人程度なので、上限人数は変更しないものとする。また、魚つり公園については、上限を 300 人の半分の 150 人としていたが、もともと広く設定していたこともあり、上限を 300 人とする。

市長：他都市では、クラスターが発生した施設（カラオケ店、スポーツジム等）でまた感染が確認されているので、ベイコム総合体育館のジム等は注意力を上げて感染予防していたらと考えているので、宜しく願います。

2 新型コロナウイルス感染症対応における相談内容について

市長：次に、次第の 2 について進めたいと思う。まずは、総合サポートセンターについて、説明をお願いする。

総合政策局長：（資料 3 の別紙 1）市民向け相談窓口では、6 月以降相談件数は減少傾向にあり、一方で来庁による相談件数の割合が増加している。また、コールセンターの設置等に伴い、定額給付金の問合わせが減少したものの、生活資金や支払の猶予・減免に関する相談は、依然として多い。事業者向け窓口（中小企業センター・リベル）でも、相談件数は減少傾向にあり、先ほどと同様来庁による相談件数の割合が増加している。今後は、国の 2 次補正予算に伴う新たな制度等に関する相談が増えることを想定している。しごと・くらしサポートセンターは、収入減少に伴う住居確保給付金の申請等で、新規相談件数が著しく増加している。生活保護の相談及び申請件数は若干の増加傾向にあるが、今後の件数の推移について注視が必要である。

兵庫県下の雇用情勢について、令和 2 年の有効求人数は、前年と比較して減少傾向にあるが、3 月以降は、その減少幅が更に大きくなっており、景気悪化による求人数の減少傾向が加速している。一方、有効求職者数は、横ばいの状況が続いているが、今後の失業者の増加による影響について注視が必要である。有効求人倍率は大幅に低下しており、今後の雇用情勢の更なる悪化が懸念される。ただ、内閣府の月例経済報告によると、景気は新型コロナウイルスの影響で厳しい状況であるが、下げ止まりつつあるとのことである。

最後に、今後の影響分析等について、新型コロナウイルスによる市民生活や地域経済等への影響をきめ細かく把握する必要があることから、今般に示した情報等の動向を引き続き注視していくとともに、保険や税の減免、また、給付等の市の支援策における申請状況について、市民等の属性にも着目して全庁的にデータ分析及び情報共有を進める。

健康福祉局長：（資料3の別紙2）しごと・くらしサポートセンターの相談状況について、新規相談件数は表のとおりで、前年度に比べ、4月、5月で大きく増加している。新規相談内容については、特に「(No2) 家賃やローンの支払いのこと」についての相談、主には住居確保給付金に関する問い合わせが相談の多くを占めるようになり、5月には相談者数の約9割を占めている。

5のまとめにおいて、相談者に対して直接相談支援を行っている相談員の所見では、自営業やフリーランスなど休業要請が解除されても早期に収入面の改善が見込めないと思われる者が多いとのことである。

（資料3の別紙3）生活保護の相談件数と申請件数について、3～5月の合計件数は対前年の同期間と比較すると、増となっており、5月単月では対前年では減となっている。本年3月～5月における生活保護の申請件数386件のうち、新型コロナ関連は41件（10.6%）である。また、生活保護申請における世帯類型別の割合について、新型コロナ関連では「その他の世帯（稼働年齢層等）」の占める割合が46.3%と約半分を占めている。

今後の見通しとして、当面は、緊急小口資金・総合支援資金の貸付や、住居確保給付金・特別定額給付金の支給等により、一時的に家計等への支援がなされる。しかし、有効求人倍率の下落傾向が続いていることなど、雇用・就業環境は厳しい状況が続いており、このまま給付金等が尽きれば生活に困窮し、生活保護の相談に至ることが懸念される。

今般の新型コロナウイルスの影響により失職等に至る背景は、リーマンショック時とは異なるものの、失職している人の復職や就職、安定雇用が維持される社会が構築されなければ、現役世代による生活保護の相談・申請が増加する可能性がある。

（資料3の別紙4）配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、令和2年3月が

35件、1日当たり1.7人であったが、令和2年4月は52件、1日当たり2.5人となり注視すべき伸びが見受けられたが、その後5月には38件、1日当たり2.1人、6月に入り1日当たり相談件数は1.8件と昨年度並みの状況になっている。数値は減少傾向にあるが、DVは1件でも重大な人権侵害行為であるため、引き続き注視するとともに、関連部署と連携して支援を行う。

市長：住宅関係（家賃固定費の支払い）の相談が増えている。このような分析を共有しながら、必要な支援をしていきたい。

こども青少年局長：（資料3の2ページ）「ネグレクト（服装、入浴、食事が出来ていない等）」については、3月～5月の実績で150件増加（H31：1,721件→R2：1,871件）している。これは、本来なら自肅要請等で発見しづらいものであるが、今回は、「あまっ子応援弁当緊急事業」等で気になる児童のところへ定期的に訪問している件数も入っているため、増加となっている。6月に入って自肅が解除され、通常の生活に戻っていく中で、今後も引き続きそれぞれの状況を確認していく。

経済環境局長：総合政策局から説明があったとおり、事業者向け窓口の相談件数については、落ち着いてきている。緊急つなぎ資金については、国・県の給付金が出ており、申請件数も落ち着いてきたことから、一定の役割を果たしたと考える。雇用・労働関係の相談件数について、4月で9件、5月で14件と申請件数が増えており、6月も増えているので、今後充実させる必要があると考えている。

市長：以下の資料については、各自確認して下さい。個人・事業所に対する貸付がたくさんでており、今後返済の時に経済的に厳しくなる方々がでてくることを踏まえて、国・県の動向を注視していく必要がある。貸付の相談について、社会福祉協議会に相談される方とごと・くらしサポートセンターに相談される方がいるので、それぞれの連携を強化するために社会福祉協議会との話し合いを早急に進めていきたいと考えている。また各地域振興センターの相談状況についても確認しておいて下さい。

森山副市長：総合サポートセンターの6月5日以降の相談件数が200件台であるが、地域

ごとに特色はあるのか？

総合政策局長：各地域振興センターでは相談件数そのものが極めて少ない状況である。内容としては、圧倒的に定額給付金関係（申請書類を書いてほしい、高齢者の方が手続きを代行してほしいなど）が多い。

市長：相談件数が少ないのであれば、全員が相談対応とするのではなく、臨機応変に対応して頂きたい。

3 その他

市長：最後に次第の3について、事務局から説明をお願いします。

事務局：本部員会議の議事録について、過去10回分の精査については、各局に照会中である。7月中に政策推進会議に準じた仕様で公表を予定しているので、また協力をお願いします。

総務局長：前回の本部員会議で市長より緊急事態宣言中に納付期限を迎える場合に、督促手数料を徴収するのはいかがでしょうかという問題提起について、関係部署が集まり、対応を協議した結果、督促手数料を徴収しないことに決めた。詳細については、所管課から通知する。

経済環境局長：尼崎のお店まるごと応援プロジェクト「あま咲きチケット」の〆切が6月21日までとなっているので、まだ応援されていない方は協力をお願いします。

市長：兵庫県で導入するアプリの追加情報については、随時共有していきたいと思う。それでは、以上をもって本日の会議を終了とする。

以 上